

# 一般財団法人新潟県建設技術センタ－一定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「センター」という。）と称する。

### (事務所)

**第2条** センターは、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2 センターは、従たる事務所を次の位置に置く。

- (1) 新潟県長岡市
- (2) 新潟県上越市
- (3) 新潟県佐渡市

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** センターは、良質な社会資本を整えるため、土木施設及び建築物の品質を確保するとともに、建設技術者の資質向上を図り、もって地域の安全・安心の確保と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会資本の発注に関する技術的支援事業
- (2) 建設材料等に関する試験事業
- (3) 建設技術に関する研修及び普及啓発事業
- (4) 災害復旧及び防止に関する支援事業
- (5) 調査研究及び研究助成事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

**第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

**第6条** センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

**第7条** センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項については、直近の評議員会へ報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

**第8条** センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 センターは、前項の定期評議員会の終結後、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
  - 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所へ備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
    - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第4章 評議員

### (評議員の定数)

**第9条** センターに、評議員を5名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

**第10条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法

人法」という。) 第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

#### (評議員の権限)

**第11条** 評議員は、評議員会を構成し、第15条に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

#### (評議員の任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満

了する時までとする。

- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条** 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

**第5章 評議員会**

(構成)

- 第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条** 評議員会は、定期評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第18条** 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第19条** 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第20条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第21条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された1名が、記名押印しなければならない。

**第6章 役員**

(役員の設置)

**第22条** センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、また、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第23条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第24条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

**第26条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第27条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

**第28条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除等)

**第29条** センターは、理事及び監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 センターは、外部理事及び外部監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議

によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は同法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

### (構成)

**第30条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

**第31条** 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

**第32条** 理事会は、毎事業年度2回開催する定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

**第33条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

### (決議)

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

### (議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第37条** この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

### (解散)

**第38条** センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金の分配の制限)

**第39条** センターは剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

**第40条** センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

**第41条** センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

### (委任)

**第42条** この定款で定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は金子博、常務理事は小竹豊とする。

## 附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

(第22条2・3、第23条2、第24条2・3、第26条3・4・5、第31条(3)、第34条・一部改正)

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額	備考
投資有価証券	3,000,000 円	新潟県出捐金